



議会だより

第2回定例会

議会の情報は下関市の
ホームページから

<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>

6月5日から6月22日を会期として第2回定例会が開催されました。ここでは、提案された一般議案について、委員会での主な審査内容をご紹介します。

※「議会だより」平成27年第2回定例会一般質問特集を、16頁、17頁(中央部)に差し込み形で掲載しています。あわせてご覧ください。

問…委員(議員)からの質疑など
答…市役所執行部からの答弁など



●議案第95号 「下関市情報公開条例の 一部を改正する条例」

本案は、現在の条例が制定から相当の年月が経過し、規定の追加などが必要となったことに加え、いわゆる「マイナンバー法」の施行に伴い、個人情報保護条例の改正

が必要となったことなどに関連し、市の公文書公開審査会からも見直しを検討するよう指摘がなされたことなどから、必要な条文整備を行おうとするものです。

問 今回新たに、膨大な量の公文書公開請求を行うなどの「権利の濫用」にあたる請求を公開の対象外としているが、これにより、市にと

って都合が悪い情報の公開が拒否されるということはないか。

答 この度の改正案では、「市民の知る権利の保障」を明記しており、透明性が高まることはあっても、公開を拒む方向に逆行することはなく、「権利の濫用」の規定は例外である。

問 この条例の変更点を市民に周知する方法は、どのように考えているのか。

答 市報やホームページなどで周知したいと考えている。具体的な内容については現状と変わらない部分もあるが、変更点について、市民の方に理解していただけるよう考えていきたい。

◆要望◆
情報公開の制度を利用する方の立場に立って周知をしていただきたい。

●議案第96号 「下関市個人情報保護条例 の一部を改正する条例」

本案は、いわゆる「マイナンバー法」の施行に備え、マイナンバーが入った「特定個人情報」の取り扱いについて特例を定めるなど、必要な条文整備を行おうとするものです。
問 先日、日本年金機構で個人情

報の流出があったが、この条例の施行日は「マイナンバー法」の施行日である10月5日を予定している。条例の施行日を先延ばししなくてもよいのか。

答 心配される部分もあるだろうが、マイナンバーは全国で一斉に進めるものである。全体を動かさないと先に進めないもので、現時点では10月5日のままで進めていくこととしている。万が一、不測の事態が生じれば、ただちに議会などに相談したいと考えている。

●議案第100号 「下関市空家等対策の推進 に関する条例」

本案は、平成27年5月26日に施行された国の法律が、平成24年に制定した市の条例の大部分と重複することから、市の条例の全部を改正しようとするものです。

▼執行部の説明▲

今回の条例改正の主な内容は、「管理不適切空家等」があると認めるときに、市民などが市へ情報提供を行うよう努めるものや、「特定空家等」と認められない空家などについて、敷地に入って外観調査を行う権限を職員に与える一方、条例の基本理念や市の責務などが国の法律に規定されることとなった

ことから、市の条例には規定しないこととするものである。

問 マスコミなどで強制撤去が可能になったという報道がなされているが、行政代執行による強制撤去についてどのように考えているのか。

答 「特定空家」と認定されると、助言から始まり、指導、勧告、命令という流れになる。勧告や命令の後に猶予期間が設けられるが、それでも従わない場合には行政代執行が行われるものと思われる。ただ、実際に勧告や命令、行政代執行が行われる場合には、条例で設置する「空家等対策協議会」で十分に協議を行うこととしている。

●議案第115号 「工事請負契約締結について」

本案は、下関球場の改修建築主体工事について、原工務店・榎屋産業下関球場改修建築主体工事共同企業体と3億693万6000円で工事請負契約を締結しようとするものです。

▼執行部の説明▲

工事の主な内容は、ダッグアウトやティールパッティング練習場改修、ブルペン棟の増築他、車いす利用者の観覧スペースやトイレな

今後の予定について

9月定例会が予定されましたのでお知らせします。
この日程は予定であり、今後、変更となること
があります。

第3回定例会(9月)

日	曜日	会議など
3	木	本会議(提案説明など)
4	金	常任委員会
5・6	土・日	休会
7	月	常任委員会
8	火	常任委員会
9	水	常任委員会
10	木	一般・特別会計 決算審査特別委員会※
11	金	一般・特別会計 決算審査特別委員会※
12・13	土・日	休会
14	月	一般・特別会計 決算審査特別委員会※
15・16・17	火・水・木	休会(整理日)
18	金	本会議(一般質問)
19・20	土・日	休会
21	月	休会(敬老の日)
22	火	休会(国民の休日)
23	水	休会(秋分の日)
24	木	本会議(一般質問)
25	金	本会議(一般質問)
26・27	土・日	休会
28	月	本会議(一般質問)
29	火	本会議(一般質問)
30	水	本会議(表決等)

※企業会計の決算審査は所管の常任委員会で行います



◆要望◆
できるだけグラウンドが使える
形で配慮していただきたい。

問 平成27年10月から翌年の3月
末まで、グラウンドを含めすべての
球場設備の使用ができないとの
ことであるが、平成28年の同時期
はどうか。
答 来年の同時期も電気や水道が
全部止まり、グラウンドの整備が
できなくなるので、基本的には使
えないことになるが、来年の工事
の詳細が確定していないため、場
合によっては一部使える期間が出
てくる可能性はある。

どを設置しようとするものである。
平成28年度は審判員休憩室の改

修や駐車場の整備などを行う予定
としている。

国議会事務局議事課
☎2314121(直通)
FAX 2315171
✉gkgijika@city.shimonoseki.
yamaguchi.jp

▼審査結果▲
第2回定例会では、これら
の議案を含め28件が提出され、
請願2件は賛成少数で不採択
となったものの、残り26件に
ついて、一部反対がありまし
たが、いずれも可決(同意、採
択)されました。
各議案に対する議員個別の
賛否の結果については市ホー
ムページをご覧ください。

◆議会を傍聴してみませんか?◆

下関市議会では、市民に開かれた議会運営
を行うため、地方自治法で定められた本会議
に加え、常任委員会、特別委員会、議会運営
委員会も原則として公開しています。

傍聴される方は、会議の行われる日に各フ
ロアの受け付けで、住所、氏名を書いて、到
着順に傍聴券を受け取ってください。

【傍聴受け付け場所】

▷本会議=9階受け付け(定員:70人)

▷委員会=7階受け付け

(定員:各委員会室8人)

※各階の受け付けまでは、エレベーターをご
利用ください

【傍聴の際、守っていただくこと】

- どのような理由があっても、議員席には入
らないでください。
- 発言に対し、声を出したり、拍手などをし
て騒ぎ立てないでください。
- 静粛を守り、話したり、笑ったりしないで
ください。
- 帽子、コート、マフラー、手袋の類は着用
しないでください。
- 傍聴席で、物を食べたり飲んだり、たばこ
を吸わないでください。
- 議長や委員長の許可なく、録画や録音はし
ないでください。(携帯電話は必ず電源を切る
か、マナーモードにしてください。)
- 傍聴席では係員の指示に従ってください。